

食品営業自動車の乗り入れに関する Q&A

令和5年1月
生活衛生課 食品衛生担当

問-1 乗り入れ開始日はいつからですか。

答 令和5年3月1日（水）からです。

問-2 乗り入れ対象者は、いつ許可を取得した営業者ですか。

答 令和5年3月1日（水）以降に、関係自治体（群馬県、前橋市）が許可した食品営業自動車の営業者が対象です。

問-3 営業許可申請を行う場所はどこですか。

答 原則として、自動車保管場所を管轄する保健所に申請してください。
自動車保管場所が群馬県内にない場合には、主たる営業場所を管轄する保健所に申請してください。

問-4 承継届、変更届や廃業届の手続きはどこの保健所で行えば良いですか。

答 許可申請を行った保健所で手続きを行ってください。

問-5 すでに群馬県内で3つの許可（群馬県内一円、高崎市内一円、前橋市内一円）を持っていますが、改めて許可を取り直す必要がありますか。

答 すでに許可を3つ持っている場合、そのまま使用することが可能です。

問-6 自動車営業の更新はどこの保健所で行えば良いですか。

答 原則、自動車の保管場所を管轄する保健所で更新を行ってください。（問-3と同様）
群馬県内で3つの許可を持っている場合は、有効期間が最も近い許可書を発行している保健所で更新を行ってください。この場合、他の自治体で取得済みの許可書は廃業手続きが必要です。